

償却資産（固定資産税）申告の手引き

平成 26 年度（2014 年度）用

逗子市

市税につきましては、平素からご協力いただき厚くお礼申し上げます。 固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産にも課税されます。その償却資産の課税については、申告制度（地方税法第 383 条）がとられています。 償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在所有している償却資産について申告をしていただくことになります。 つきましては、申告用紙の該当箇所にご記入のうえ、該当資産が無い場合でも、期日までに申告いただきますようお願いいたします。	
申 告 期 限	平成 26 年 1 月 31 日（金） ※期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので 1 月中旬頃までに申告してください。
申告書提出先 (お問い合わせ先)	逗子市役所 課税課 資産税係（市庁舎 2 階） 〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 電話 046 (873) 1111 (内線 370)
目 次	
	ページ
1 申告対象者	2
2 償却資産とは	2
3 償却資産の種類	3
4 家屋と償却資産の区分（建物附属設備など）	4
5 業種別の主な償却資産	6
6 決算後の取得資産について	7
7 税額の算出方法および免税点について	7
8 非課税資産および特例資産について	8
9 閲覧について	8
10 提出していただく書類	9
11 その他	
(1) 不申告または虚偽の申告をした場合	10
(2) 実地調査のお願い	10
12 申告書の書き方	
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）	10
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）	13
(3) 種類別明細書（減少資産用）	16

1 申告対象者

逗子市内で事業をされている方

平成26年1月1日現在、逗子市内に事業用の資産を所有している法人または個人

逗子市内に貸付資産のある方

平成26年1月1日現在、貸付けを業として、逗子市内に償却資産を貸付けている法人または個人

2 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、平成26年1月1日現在所有する土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む）で、次のようなものが申告の対象になります。

- (1) 耐用年数1年以上で、取得価額10万円以上（平成元年4月1日～平成10年3月31日に取得したものは20万円以上）の資産 ※詳細は18ページの表を参照
- (2) 耐用年数を経過し減価償却を終わり、残存価額のみが計上されている資産
- (3) 企業の都合により減価償却を行っていない資産
- (4) 事業所の帳簿や台帳に記載されていない、いわゆる簿外資産で1月1日現在事業用として供することができる資産
- (5) 建設仮勘定で計上されている資産であっても、その一部または全部が1月1日までに完成し事業の用に供することができる資産
- (6) 建設勘定、設備造作勘定で計上されている資産で他から賃借している建物に施した附属設備（簡易間仕切り、冷暖房設備など）
- (7) 他の事業所へ貸付けてある資産（リース資産）
- (8) 遊休および未稼働であっても事業の用に供することができる資産
- (9) 割賦購入資産などで代金の完済しないものでも、現に事業の用に供している資産
- (10) 改良費のうち資本的支出として資産に計上された場合は、本体部と区分して取得年月の異なるごとに申告してください。

償却資産の対象とならないもの

- (1) 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等
- (2) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、OSなど）
- (3) 個人・法人により対象が異なる場合があります。18ページの表も参照して下さい。

3 償却資産の種類

資 産 種 類			内 容
第 1 種	構 築 物	構築物	門、塀、構内舗装（駐車場の舗装も含む）、屋外排水溝、煙突、貯水池、水槽、庭園、その他土地に定着した土木設備等
		建物附属設備	(1) 建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されます。 (次ページ参照) (2) 本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作であっても建物の所有者以外の者が施工した場合は償却資産として取り扱うことができます。
第 2 種	機械および装置		工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーターポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車)、その他各種産業用機械および装置等
第 3 種	船 舶		貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第 4 種	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第 5 種	車両および運搬具		※自動車税、軽自動車税の対象になる資産は入りません。 フォークリフト等の大型特殊自動車、台車等 大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区分 次にあげる要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 (1) 自動車の長さが 4.70 メートルを超えるもの (2) 自動車の幅が 1.70 メートルを超えるもの (3) 自動車の高さが 2.80 メートルを超えるもの (4) 最高速度が毎時 15 キロメートルより速いもの (5) 農耕作業用自動車の場合は大きさの要件が無く、最高速度 35 キロメートル毎時以上のもの
第 6 種	工具・器具および備品		測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫など

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表 16(1)、(2) (減価償却費の計算) または所得税確定申告書の償却費の計算欄に記入された資産から固定資産税が課税される家屋、自動車税および軽自動車税が課税される自動車等を除いたものに、概ね一致します。

4 家屋と償却資産の区分（建物附属設備など）

建物附属設備等において、税務会計上、建物として一括等で減価償却していても、地方税法上、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱いますので、漏れなく申告してください。

家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体」となって「その家屋の効用を高めるもの」。

償却資産として取り扱うもの

- (1) 構造的に家屋と一体となっていないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動ができるもの等）
- (2) 独立した機械および装置としての性格が強いもの（変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、ルームエアコンなど）
- (3) 工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの（動力源である電気設備、ガス設備など）
- (4) 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（ホテル、百貨店、病院等の厨房設備、洗濯設備など）

固定資産税（償却資産）と国税の取り扱いの相違点について

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税）
償却の方法	定率法のみ ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成 19 年 4 月 1 日以降に取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
特別償却・割増償却	認められない	認められる
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
評価額の最低限度	取得価格の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

家屋と償却資産の区分

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電 気 設 備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光機、スポットライト等	屋内一般照明器具
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、 屋外電灯配線	屋内電灯配線
	変電設備	変圧器、配電盤等一式、 キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機等	
給排水設備		屋外給排水設備、独立高架水槽、 井戸等	屋内給排水設備
給湯設備		局所式給湯設備(瞬間湯沸器、 貯湯式湯沸器、貯湯槽等)	中央式給湯設備
衛生厨房設備		洗濯機、炊飯器、脱水機、流し台 等(顧客の求めに応じるもの)	洗面器、大小便器等
ガス設備		生産事業用ガス設備、 屋外ガス設備等	屋内配管
消火設備		ホース、ノズル、消火器、 屋外消火栓、屋外貯水槽	消火栓設備、 スプリンクラー
空調設備		生産事業用の空調設備、 ルームエアコン等	ダクト設備、換気設備等 家屋と構造上一体となっ ている設備
運搬設備		ベルトコンベアー、クレーン等	家屋と構造上一体となっ ているエレベーター、エス カレーター運搬設備など
通信放送設備		電話交換機、マイクロフォン、 アンプ	電話配線設備
店舗および 事業用造作設備		簡易間仕切り、カウンター、 陳列棚、ショーウィンドウ等で、 容易に取り外しのできるもの	家屋と不可分一体となっ ているもの

5 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産
事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、看板、ネオンサイン、ルームエアコンなどの冷暖房設備、その他
保養所	門、塀、庭園、ヨット、モーターボート、ベッド、応接セット、テレビ、ビデオ、カラオケセット、ルームエアコン、その他
喫茶店・飲食店	カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、ジュースボックス、放送施設、タオル蒸器、冷暖房設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機、その他
理容業・美容業	理・美容いす、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、ルームエアコン、レジスター、サインポール、ネオンサイン、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリープ、プレス、ミシン、看板、その他
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、顕微鏡、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、光学検査機器、歯科診療用ユニット、投影機、保育器、冷蔵庫、レジスター、ルームエアコン、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板、その他
小売業	ショーウインドウ、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店舗簡易装備、間仕切り、日よけ、エアコン、看板、ネオンサイン、その他
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫(室)、冷凍機、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、ポンプ、レジスター、その他
精米業	精米機、調質装置、混米機、レジスター、その他
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、キャノピー、レジスター、その他
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、カーウオッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、金庫、その他
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、カッター、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具、その他

6 決算後の取得資産について

賦課期日は平成26年1月1日です。前年決算期以降、平成26年1月1日までの間に取得または除却した資産についても、申告漏れがないよう注意してください。

7 税額の算出方法および免税点について

(1) 税額の算出方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

(2) 課税標準額とは

次の方法により課税標準額（評価額）を計算します。（課税標準の特例の適用を受けるものは軽減後の額）

評価額の求め方	
初年度・・・	取得価額 $\times (1 - \frac{\text{減価率}}{2})$
次年度以降・・・	前年度評価額 $\times (1 - \text{減価率})$
『計算例 取得価額 1,000,000 円、耐用年数 10 年』	
(取得月は何月でも計算は同じ)	
初年度・・・	1,000,000 円 $\times (1 - \frac{0.206}{2}) = 897,000$ 円
次年度・・・	897,000 円 $\times (1 - 0.206) = 712,218$ 円

減価率および減価残存率一覧表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 減価率 1-2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 減価率 1-2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 減価率 1-2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
				40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

(3) 免税点

課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は課税されません。

8 非課税資産および特例資産について

(1) 非課税資産について

償却資産には固定資産税が課税されないものがあります。（地方税法第 348 条および本法附則第 14 条）

(2) 特例資産について

償却資産には、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されるものがあります。（地方税法第 349 条の 3 各項および本法附則第 15 条）

課税標準の特例の対象となる主な資産の一覧表

根拠規定	特例対象資産	関係法令	特例課税率	備考
地方税法 第 349 条の 3	内航船舶	施行規則 第 11 条の 3	1 / 2	遊覧船、遊漁船 等は除く

※平成 26 年度の法令等の改正で非課税・特例資産の変更等が行われることがあります。

9 閲覧について

価格等が決定し、償却資産課税台帳に登録されますと、4 月 1 日から 6 月 2 日までの間（予定）、関係者の方（所有者等）は市役所課税課で償却資産課税台帳を閲覧することができます。この価格に不服のある方は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算し 60 日以内に審査の申出をすることができます。なお、閲覧につきましては、広報等でお知らせします。

10 提出していただく書類

- (1) 償却資産申告書<第 26 号様式 2 枚複写>
- (2) 増加用（緑色）の種類別明細書<第 26 号様式別表 1 3 枚複写>
- (3) 減少用（赤色）の種類別明細書<第 26 号様式別表 2 3 枚複写>

申告していただく方	提出書類
増減のある方	(1) (2) (3)
増減のない方	(1)
初めて申告される方	(1) (2)
電算申告をされる方	(1) (2)
該当資産のない方	(1) ※1
廃業または市外移転された方	(1) ※2

※1 備考欄に「該当なし」とお書きください。

※2 備考欄にその旨をお書きください。

以下の場合には、承認通知書や届出書等を添付してください。

- ア 耐用年数の短縮を行っている資産のある場合
- イ 増加償却の届出を行っている資産のある場合
- ウ 非課税資産のある場合
- エ 課税標準の特例を受ける資産のある場合（8 ページ参照）

☆電子申告(eLTAX)について

逗子市では、平成 26 年度分の申告から、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した償却資産の申告が可能となりました。ご自宅や職場からインターネットを利用して、手軽に申告ができる eLTAX をぜひご利用ください。なお、ご利用にあたり eLTAX ホームページから利用の届出が必要となります。

申告には便利な電子申告(eLTAX)をご利用ください。

ご利用方法など、詳細は下記のホームページ等をご覧ください。

- ・ eLTAX ヘルプデスク TEL:0570-081459
(IP 電話・PHS からは TEL:045-759-3931)
- ・ eLTAX ホームページ URL:http://www.eltax.jp/

11 その他

(1) 不申告または虚偽の申告をした場合

正当な理由が無く申告をしなかった場合、または申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第 385 条、第 386 条および逗子市市税条例による罰則が適用されることがありますので、必ず申告してください。

(2) 実地調査のお願い

申告された後、地方税法第 408 条の規定により、実地調査を行う場合がありますので、ご協力ください。

12 申告書の書き方（記入例参照）

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

- ① 住 所…………… 郵便番号、住所および電話番号を記載し、ふりがなを付してください。
- ② 氏 名…………… 氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称および代表者の氏名を記載し、社印および代表者印を押印してください。また、屋号があれば記載してください。
- ③ 事業種目…………… 事業の種目を具体的に記載してください(例：自動車販売業)。また、法人にあっては、資本金または出資金等の額を記載してください。
- ④ 事業開始年月…… 市内で事業を開始した年月を記載してください。
- ⑤ 応答者…………… この申告について応答される方の係名、氏名および電話番号を記載してください。
- ⑥ 税理士等…………… 経理を委託している税理士等の氏名および電話番号を記載してください。
- ⑦ ……………… 該当する方を○で囲んでください。
- ⑧ 事業所等…………… 住所と資産の所在地が異なる場合、または、2 以上の事業所等資産
資産の所在地 所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載してください。
- ⑨ 借用資産…………… 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、貸主の名前等を記載してください。
- ⑩ 事業所用家屋…… 事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
の所有区分
- ⑪ 備 考…………… 増加償却の届出書の写し等添付した書類の名称。また、住所、氏名、名称等の異動年月日等、この申告に必要な事項および償却資産の評価について参考となる事項を記載してください。

- ⑫ 取得価額(イ) … 前年前に取得した資産の取得価格の合計額を、資産の種類別に記載
(前年前に取得) してください。
- ⑬ 取得価額(ロ) … 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載
(前年中に減少) してください。
- ⑭ 取得価額(ハ) … 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載
(前年中に取得) してください。なお、初めて申告される方は、全資産の取得価額の
合計額を、資産の種類別に記載してください。
- ⑮ 取得価額(ニ) … (イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した取得価額の合計額を、資産の種
類別に記載してください。
- ⑯ …………… 記載の必要はありません。ただし、自社の電算処理により全資産申
告を行う場合には、記載してください。

平成26年度

平成26年1月11日

峽
在
于
夏

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

上
一
口
者
有
所
※

印
付
取

① 千249-0006 ずし 返子市返子5-2-16 (電話 046-873-1111)	③ 小売業 (10 百万円)	3 事業種目 (資本等の金額)	7 短縮耐用年数の承認 有・無
② 株式会社 返子 ずし 代表取締役 返子 太郎 (屋号)	④ (決算 3 月) 昭和61年 9 月	4 事業開始 年 月	8 増加償却の届出 有・無
⑤ 経理課 返子 花子 (電話 046-873-1111)	⑤ この申告に 応ずる者の 氏名	5 押印を忘れずは お願います (印)	9 非課税該当資産 有・無
⑥ 税理士等の 氏名	⑥ 桜山 一郎 (電話 046-872-8121)	6 氏名	10 課税標準の特例 有・無
2 氏名 (法人にあって はその名称及び代表 者の氏名)			11 特別償却又は正統記録 有・無
1 住所 (又は納税通 知書送達先)			12 税務会計上の償却方法 定率法 定額法
資産の種類	取得	償還	13 青色申告 有・無
⑫前年前に取得したもの(イ) ⑬前年中に減少したもの(ロ) ⑭前年中に取得したもの(ハ) ⑮計((イ)+(ロ)+(ハ)) (ニ)	⑫前年中に取得したもの(イ)	⑬前年中に減少したもの(ロ)	⑯ 返子市 貸主の名称等
1 構築物	千円 4 560 000	千円 1 000 000	⑰ 事業所用家屋の所有区分 ⑩ 自己所有・借家
2 機械及び装置			16 事業所用家屋の所有区分
3 船舶			17 備考(添付書類等) ⑪
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品	千円 825 000	千円 405 000	
7 合計	千円 5 385 000	千円 1 405 000	
資産の種類	評価額(ホ)	※ 課税標準額(ト)	
1 構築物	千円 405 000	千円 770 000	
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品	千円 750 000	千円 4 730 000	
7 合計	千円 5 385 000	千円 770 000	
1 構築物	千円 405 000	千円 770 000	
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品	千円 750 000	千円 4 730 000	
7 合計	千円 5 385 000	千円 770 000	

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

平成25年中に取得した資産（他の市町村からの移動資産および前年前までに取得した資産で、申告漏れとなっていた資産等を含む）を記載してください。

なお、本市で初めて申告される方は、平成26年1月1日現在所有する全部の資産を記載してください。

- ① 所有者コード… 申告書の所有者コード欄に印字されている番号を記載してください。
ただし、初めて申告される方は記載する必要はありません。
- ② 所有者名……… 氏名または名称を記載してください。
- ③ ページ……… この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
- ④ 資産の種類……… 次の区分により、数字で記載してください。

1 構築物	4 航空機
2 機械及び装置	5 車両及び運搬具
3 船舶	6 工具、器具及び備品
- ⑤ 資産コード……… 記載する必要はありません。
- ⑥ 資産の名称等… 資産の名称および規格等をカタカナ・英字・数字にて20字以内で記載してください。なお、濁点・コンマ等も1字となります。
- ⑦ 数 量……… 取得した資産の数量を記載してください。
- ⑧ 年 号……… 次の区分により、数字で記載してください。

3 昭和	4 平成
------	------

年 月……… 資産を取得した年月を記載してください。
- ⑨ 取得価額……… 当該資産の取得価額（荷役費、運送費、据付費、関税等当該資産の取得に要した費用を含む）。なお、圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

※消費税について

税込経理方式を行っている方は、消費税を取得価額に含め、税抜経理方式を行っている方は、消費税を取得価額に含めずに載してください。
- ⑩ 耐用年数……… 減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1から第6まで（別表第3、4を除く）に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
- ⑪ …………… 記載の必要はありません。
- ⑫ 増加事由……… 資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。（明細書欄外参照）

- ⑬ 摘 要…………… 該当資産について、次のような事項を記載してください。
- ※非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条
項（例、法第 349 条の 3 第 1 項）
 - ※増加償却を行っている資産については、その旨の表示
 - ※耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
 - ※前年度申告漏れの資産があった場合は、その旨の表示
 - ※増加事由が「3」企業内移動の場合、移動年月と移動元
 - ※その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

平成 26 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

所 有 者 コー ド		所 有 者 名		③ 1 枚のうち				
① ② ③ ④ ⑤ ⑥		② 株式会社 逗子		① 枚目				
① 資産の種類	② 資産コード	③ 資産の名称等	④ 取得年月	⑤ 取得価額	⑥ 減価残存率	⑦ 課税標準額	⑧ 課税標準額の特例	⑨ 摘要
① 行番	② 資産の種類	③ 資産の名称等	④ 取得年月	⑤ 取得価額	⑥ 減価残存率	⑦ 課税標準額	⑧ 課税標準額の特例	⑨ 摘要
① 行番	② 資産の種類	③ 資産の名称等	④ 取得年月	⑤ 取得価額	⑥ 減価残存率	⑦ 課税標準額	⑧ 課税標準額の特例	⑨ 摘要
01	1	カイクコウコウジン(ヘイ)	14254	400,000	15.0	400,000	11	⑩ 12 3.4
02	6	クレーン	14256	200,000	6.0	200,000	11	⑩ 12 3.4
03	6	パソコン	142210	150,000	4.0	150,000	11	⑩ 12 3.4
04					0.0		11	⑩ 12 3.4
05					0.0		11	⑩ 12 3.4
06					0.0		11	⑩ 12 3.4
07					0.0		11	⑩ 12 3.4
08					0.0		11	⑩ 12 3.4
09					0.0		11	⑩ 12 3.4
10					0.0		11	⑩ 12 3.4
11					0.0		11	⑩ 12 3.4
12					0.0		11	⑩ 12 3.4
13					0.0		11	⑩ 12 3.4
14					0.0		11	⑩ 12 3.4
15					0.0		11	⑩ 12 3.4
16					0.0		11	⑩ 12 3.4
17					0.0		11	⑩ 12 3.4
18					0.0		11	⑩ 12 3.4
小 計			3	750,000				

記入例

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）

平成25年中に売却・滅失・異動等によって減少した資産を記載してください。

- ① 所有者コード… 申告書の所有者コード欄に印字されている番号を記載してください。
- ② 所有者名… 氏名または名称を記載してください。
- ③ ページ… この「種類別明細書（減少資産用）」について、2枚のうち1枚目と
いうようにページ数を付けてください。
- ④ ～⑩… 前年中に減少した資産について、同封した「種類別明細書（従前申
告分）」に基づいて記載してください。

※抹消コードは、同封した「種類別明細書（従前申告分）」の資産
コードを記載してください。

※資産の一部が減少した場合は、減少した数量および取得価額を
記載してください。

- ⑪ 申告年度… 記載の必要はありません。
- ⑫ 減少の事由… 当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号を
及び区分 番号をそれぞれ○で囲んでください。
- ⑭ 摘 要… 一部減少の場合、残数量とその価額を記載してください。

平成 26 年度

種類別明細書（減少資産用）

所 有 者 コー ド		所 有 者 名		② 株式会社 返 子		③ 1 枚のうち		
001234500						1 枚目		
① 行 番 号	⑤ 抹消コード	⑥ 資産の種 類	⑦ 資産の名称等	⑧ 取得年月 年 月 日	⑨ 取得価額 千円 百円 十円 円	⑩ 耐用年数 年 月 日	⑪ 減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	⑫ 摘要
01		1	クウチヨウセツビ	1456	1,000,000	15	1・2・3・4	①・2
02		6	テーフル	24610	120,000	5	1・2・3・4	1・2
03		6	ソフアー	14198	285,000	5	1・2・3・4	①・2
04							1・2・3・4	1・2
05							1・2・3・4	1・2
06							1・2・3・4	1・2
07							1・2・3・4	1・2
08							1・2・3・4	1・2
09							1・2・3・4	1・2
10							1・2・3・4	1・2
11							1・2・3・4	1・2
12							1・2・3・4	1・2
13							1・2・3・4	1・2
14							1・2・3・4	1・2
15							1・2・3・4	1・2
16							1・2・3・4	1・2
17							1・2・3・4	1・2
18							1・2・3・4	1・2
				小 計	4		1,405,000	

記入例

(参考) 取得価額と固定資産税(償却資産)申告の取り扱い一覧表

◎ 個人

取 得 価 額	固定資産税(償却資産)申告	国税の取り扱い
10 万円未満	申告対象外	必要経費
10 万円以上 20 万円未満	申告対象	減価償却
	申告対象外	一括償却
20 万円以上	申告対象	減価償却

◎ 法人

取 得 価 額	固定資産税(償却資産)申告	国税の取り扱い
10 万円未満	申告対象外	損金算入
	申告対象	減価償却
	申告対象外	一括償却
10 万円以上 20 万円未満	申告対象	減価償却
	申告対象外	一括償却
20 万円以上	申告対象	減価償却

※法人の場合はそれぞれに規定している金額以下の資産であっても、税務会計上、固定資産勘定に資産計上したものは申告対象です。

お 願 い

申告書を郵送される方で控用に受領印が必要な方は、控用も一緒にお送りください。その際は切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。